

公益社団法人 日本青年会議所

災害時における 救援相互運営規程

(名称)

第1条 本組織は、公益社団法人日本青年会議所災害支援ネットワーク（以下、J C災害支援ネットワーク）と称する。

(目的)

第2条 本規程は、災害対策活動資金管理・運営規則第13条の規定に基づく規程であり、災害対策の日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

(構成)

第3条 J C災害支援ネットワークは、日本青年会議所役員、各地会員会議所をもって構成する。

(役員を選任)

第4条 日本青年会議所会頭はJ C災害支援ネットワーク会長に就任する。

2 J C災害支援ネットワーク会長の任命により、副会頭はJ C災害支援ネットワーク副会長に就任する。J C災害支援ネットワーク役員会の構成員として、監事、顧問、専務理事、常任理事が就任する。

3 J C災害支援ネットワーク役員就任については、当該年度の前年度の理事会にて承認を得なければならない。

(役員任期)

第5条 役員任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(事務局)

第6条 J C災害支援ネットワーク事務局は、日本青年会議所事務局内に置く。また日本青年会議所事務局長と同事務局員はそれぞれJ C災害支援ネットワーク事務局長と同事務局員を兼任する。J C災害支援ネットワーク担当委員会が存する場合には、連携して職務にあたるものとする。

2 日本青年会議所事務局が役割を遂行することが困難な場合には、J C災害支援ネットワーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

(J C災害支援ネットワークの発動)

第7条 災害等が発生したとき、J C災害支援ネットワーク会長は被災地地区担当副会長、被災地地区担当委員と協議の上、必要と認めた場合、J C災害支援ネットワークを発動し、本部を設立する。

2 J C災害支援ネットワーク会長が前項を遂行するこ

とが困難な場合、J C災害支援ネットワーク副会長が代行してこれを行う。

3 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。

4 J C災害支援ネットワークが発動され、本部が設立された後、その旨を日本青年会議所理事会にて報告をしなければならない。

(本部役員選任)

第8条 J C災害支援ネットワーク会長は原則として本部長に就任する。

2 本部長はJ C災害支援ネットワーク副会長より副本部長を任命する。

3 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。

4 前条第2項でJ C災害支援ネットワーク会長を代行したJ C災害支援ネットワーク副会長は暫定の本部長となるが、その任期はJ C災害支援ネットワーク会長が本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。

(本部役員職務)

第9条 本部長は、本部を統括し関係諸団体との連携を取る。

2 副本部長は、本部長を補佐し、ブロック支援情報本部（被災地地区協議会設置）にて情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。

(解散)

第10条 本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、理事会の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

(継続)

第11条 J C災害支援ネットワークは公益社団法人日本青年会議所が存在する限り、継続して行うものとする。

2 日本J C役員は、各地区協議会の「災害時における救援相互運営規程」（マニュアル）を確認し災害時に備える。

(改訂)

第12条 本規程は、公益社団法人日本青年会議所の規定に基づき理事会の審議承認により、改訂することが出来る。

附 則

この規程の変更規定は、2010年10月16日から施行する。

平成22年 3月21日 制定

平成22年10月16日 改正